平成28年第9回定例教育委員会議事録

○開会日時 平成 28 年 12 月 18 日 (日) 午後 2 時 00 分

○閉会日時 平成28年12月18日(日)午後3時17分

○開会場所 美浦村中央公民館2階 会議室

○出席委員

教育長糸賀正美教育長職務代理者山崎満男委員小峯健治委員浅野千晶委員栗山秀樹

○出席事務局職員

教育次長堀越 文惠指導室長田組 順和学校教育課長増尾 利治生涯学習課長埜口 哲雄学校教育課主査中村 哲也

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
報告第1号	美浦村教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に 関する対応要領の策定について	_
報告第2号	社会教育委員会議及び公民館運営審議会並びにスポーツ推進審議会 の結果報告について	_

開会 午後2時00分

次長

それでは定刻になりましたので、はじめさせていただきます。昨日の霞ケ浦湖畔ウォーキング大会に引き続きまして定例教育委員会ご参集大変ご苦労様でございます。12月定例教育委員会を開催いたします。

糸賀教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長

本日日曜日の開催ということでありますが、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど次長からお話がありましたが、昨日霞ケ浦湖畔ウォーキング大会を開催いたしました。

70 代後半から小学校1年生までの方々が参加したということで、おかげさまで皆さんリタイアすることなく完歩したということでありました。アンケートもあわせて皆さんに記載いただいておりますので、そういったものも踏まえながら今後も霞ケ浦湖畔ウォーキングを開催して参りたいと思います。委員の皆様方には、引き続きご協力お願いしたいと思います。私から以上です。

次長

それでは早速、議事に入りたいと思います。進行につきましては、教育 長よりお願いいたします。

教育長

それでは本日の会議録署名人を指名いたします。会議規則第17条第2項により、山﨑教育長職務代理者を指名いたします。

本日の案件につきましては、報告第1号美浦村教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について、報告第2号社会教育委員会議及び公民館運営審議会並びにスポーツ推進審議会の結果報告についてであります。それではご審議をお願いしたいと存じます。報告第1号美浦村教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定について事務局より説明をお願いたします。

学校教育課長

この要領の作成につきましては、9月の定例教育委員会におきまして策定に向けての進捗状況を説明いたしました。その後、専門機関からの意見聴取等を行い内容等を説明し意見を伺っております。今回はその意見等を反映した要領をまとめましたので、その説明をさせていただきます。

学校教育課主查

では資料に沿いまして説明させていただきます。まず、第2回特別支援 教育連携協議会における意見聴取という資料をご覧いただきたく存じま す。

今、課長からも説明がありましたように、9月の定例会に引き続き美浦 村教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対 応要領、以下説明は対応要領と略させていただきます、の策定進捗状況 について、ご報告させていただきます。

今回、事前に対応要領の案文をお配りしましたが、その内容に入る前 に、意見聴取をすることになっていた特別支援教育連携協議会における 意見の内容についてご説明したいと思います。

まず、協議会は今年の11月17日に開催され、出席者は特別支援学校の管理職の教員の方、臨床心理士、村内の学校長会代表、各村内学校の特別支援学級担当教員、幼稚園、保育所、児童館教職員、事務局として学校教育課指導室、福祉介護課職員等が参加しております。

かなり活発に意見を出していただいたんですけども、それをまとめたのが次の意見という欄になります。簡単に読み上げますと、まず、首長部局のもう既にできている対応要領に対して、やはり学校教育という観点からは各児の能力差もあり、より配慮が必要になるというご意見がありました。

続きまして、合理的配慮は機会を平等に与えられる権利という権利の考え方のもと、障がい者から社会的障害の除去の意思表明があった場合において、過度の負担を課さない範囲で提供する義務があるとされているものですので、教育機関においてはその配慮できる範囲について、説明や保護者との話し合いを通して、合意形成を図るというのが1番重要なポイントになってくるというご意見がありました。

続きまして、合意形成にいたる過程においては、組織として対応し、記録を残すことが重要であり、そのためには、各教職員に向けた意識づけや研修が重要というご意見をいただきました。

次に、合理的配慮の判断で実際迷うケースもあるので、そのときに明確 な判断基準があったほうがよいのではないかという意見もいただいてお ります。

ただこの意見に関しては、それに対して安易に数値的な値や他の具体事例をもとに判断を下すのではなく、あくまでも対象となっている子供の能力、健康面などの実態をどのように判断し、その選んだ手段が有効な

ものかどうかを検討した上で保護者と十分に話し合い、検討することが 必要というような反対意見も出ております。

その他特別支援学級のお子さんについては個別支援計画上に当然合理的 配慮の部分も加えて、配慮のやり方を次の各年に引き継いでいくことも 必要という具体的な意見も出ております。

対応要領の位置づけについては、法律が制定されたことにより指導方針が大きくかわるものではなく、組織的判断や保護者等との話し合い、他機関と連携しながら対応していくという意識をより一層強化していくためのものとして、捉えるべきだというご意見が出ております。

以上の意見をこちらで要点としてまとめたのが3つあります。

1つは対象となるお子さんの個々の能力、健康面などの実態を十分把握した上で合理的配慮の判断を行うというのが重要である。

2番目としては、合理的配慮については保護者等と十分に話し合い、合 意形成を図るということで、学年、学校にいる時間は長いですから、ち ゃんと引き継いということが必要になっていく。

3番目としては、教職員への意識づけや研修が重要であり、対応要領は その意識付けを強化していくためのものととらえ策定したほうがいいと いうことで、要点としてまとめさせていただいております。

この意見聴取を受けて作成しましたのがお配りした案文になります。 前回報告いたしましたように、この案文は本文と別紙より構成されてお ります。

資料に添付した凡例にも触れましたように、本文、それから別紙とも黒字の部分は首長部局で制定されている対応要領と基本的に同じ部分になります。

教育委員会独自の部分として、訂正あるいは加筆した部分というのが赤字もしくは青字部分になりますので、今回は、教育委員会独自の部分とした項目について説明させていただきたいと思います。

まず、対応要領案の本文につきまして、まず第1条の目的の部分に青字が入っておりますけれども、これはこの対応要領の対象者について述べている部分なりますので、ここでは教育委員会事務局及び教育委員会の所管する学校、その他機関に属する教職員ということにしてあります。前回も申しましたように、具体的には教育委員会の事務局職員、村内村立学校、幼稚園の教職員、保育所の職員が具体的には対象となってくるとお考えいただければと思います。

続きまして第4条の部分に所属長の責務という項目がありますけれど も、ここも所属長については課長、室長及び出先機関の長並びに村立学 校長ということで、各機関の課長職以上の職員を所属長として、掲載しております。

次ページの第6条については相談体制の整備という項目になります。首 長部局の場合はここが福祉課であるわけですが、教育委員会においては 学校教育課に直してあるという形になります。

引き続きまして、別紙の説明に移らさせていただきます。まず、1ページ目に赤い字が入っております。

イとした部分が入っておりますけれども、まず、第1の項目は不当な差別的取扱いの基本的な考え方について、教育委員会独自ものを加えてあります。

この加えた項目については、基本的な考え方の中の不当な差別的扱いに 当たらない事項として、ここにありますように学校等の教育機関におい て障がいある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場 合や、特別支援学級で特別な教育課程の編成することは不当な差別的取 り扱いには当たらないとしてあります。

これは現状に即した解釈でして、これは対象となる障がいのあるお子さんに対する適切な指導ということで現在やっていることですので、これは当たらないということで明記したものです。この文案につきましては、中央教育審議会初等中等教育分科会が、この法令に対する報告を出していまして、文章的は中教審のものを参考につくらせていただいております。

続きまして、2ページ。ページの上に、A、Bとした具体例が載っておりますけれども、これは今飛ばさせていただきます。

続きまして下にあるロ(ろ)と、四角に囲ったロ(ろ)という文書でありますけれどもここは合理的配慮の基本的な考え方ということで、掲載されている項目になりますけれども、ロ(ろ)の部分は基本的な考えを学校に置きかえた場合のあり方として掲載した文書になります。

学校においての合理的配慮は障がいがある子どもが、ほかの子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置及び学校に対して体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと言えると。これは合理的配慮の基本的な考え方を学校という場所に置きかえて説明した文章になっております。

続きまして3ページ目、2の3ページ目の赤い部分が、先ほどの協議会にあるヒアリングによりでた主に1から2を踏まえた文章として入れ込んだものになります。

この文章の案文については、先ほど中教審の報告をもとに意見聴取の意 見を取り入れて作成したものになっております。読ませていただきま す。

学校においては一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者、学校と本人、保護者により、発達の段階を考慮しつつ合理的配慮の観点を踏まえ、合理的範囲について可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。さらに合理的配慮の決定後も、児童生徒等一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であるということにしてあり、これは先ほど意見で1番、個々の状態に合った合理的配慮を判断すること。それから、配慮の決定に当たっては、本人・保護者等と十分な合意形成を図り、それを継続していくということの内容を盛り込んで、一文として加えてあります。

次に具体例についてなんですけど、この別紙では具体例は、例えば不当な差別的取り扱いの具体例としては、2ページのA・Bとしたもの、それから合理的配慮の具体的な例として上げたものは、4ページ、それから5ページ6ページにわたるCからOとした部分になっております。

この案文の作成に当たっては、文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針、いわゆる文科省の対応指針ですけれども、それに具体例として掲載されているものの中で明らかに本村に該当しないもの、例えば高校における問題、大学等における問題についてを除き作成したものになっております。

この具体例への掲載については、安易な援用につながる恐れもあるんですけれども、先ほどの意見の中で、対応要領は教職員等の意識づけを強化していくためにつくるべきものという意見を反映しまして、よりその内容を理解しやすくするために、首長部局のものにならって掲載することにしました。内容については、事前に読んでいただいていると思いますので、個々の細かい説明はここで省きますけれども、そういうことで今回対応要領にこの具体例を載せることにしてあります。

最後に、前回の教育委員会でもご意見が出ましたけれども、意見聴取で 重要視されたものとして研修が大事であるということが出ております。

ただし、研修の具体的な内容や回数等をこの別紙に明記するというの は、あまり適当ではないと考えたため、文章化はしていませんが、実際 として今年だけでも、校長会や教頭会において度々こちら指導室による この障がい対応要領に関する研修会が行われています。

それから、校内研修や県実施による各種研修において、学校における特別支援コーディネーターを初めとする教職員を対象とした事例研修等かなり数多く行っております。

来年度も引続き同様の研修を実施していくというふうに考えておりますので、文章化はしていませんが、実際の施策の中では研修は今後も重要視して行いたいと考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

要点を絞った簡単な説明なってしまいましたが、以上の考えのもとに今 回の案文を作成いたしました。ご意見等をいただき、この方向で進めさ せていただければと存じます。

教育長

それでは、ただいま事務局より説明がございましたが、質問、ご意見の ある方はお願いしたいと思います。小峯委員お願いします。

小峯委員

非常に完成していてこのまま通す内容で読みました。 3 点ほどちょっと お願いをします。

基本的には障がいを理由とする差別の解消が推進されという部分であり、美浦村においては障がいを理由とする差別事象が起こらないようにするという、そこに研修やら何やら学校が入ってくるんだと思います。そういう観点でもう一度完成している文書見たときに、まず質問、それから2点目として意見、最後意見を踏まえた文言整理の順でちょっとお話させてもらいます。

まず、質問なんですけども、首長部局の文言と基本的に一致するという 部分が黒字なのでとするとそこはもう、検討の余地がないというふうに 受けとめる内容なのか。それともそれを総括してその全体の対応要領と して検討していくのか。これが1点目。

それから2点目としては、1の第7条の3に必要なマニュアル等によりっていうのがあるんですが、これについてはこの対応要領が決まってから作成だというふうに考えてよいのかあるいはもう首長部局でこういったものができているから、それを援用しようとしているのか。この辺について知りたいと。

それから3点目、附則があります。その実施時期ですけれども、第8条この訓令平成28年云々と書いてあるということは、もうこれで通してもらわないと困っちゃうよという思いでこの28年が書かれているのか、それともこれは実施しなきゃいけない時期というのは年度ですから、3・31まで良いはずなんですけれども、年度というよりも年で考えているのか。この辺の時間的な問題。これを教えてもらいたいと思うんですね。これが質問の部分3点です。次に意見なんですけど、どうしましょうか。では質問でまずはお願いします。

教育長

今のご質問に対して、事務局お願いします。

学校教育課主査

まず第1問目のいわゆる首長部局で定まっている部分についての検討ですけれども、これは基本的には事務局職員がこれに該当するということもありますし、一応首長部局とその辺がそろっていないというのは甚だ問題だと考えておりますので、明らかに教育委員会にそぐわない部分があれば別ですけども、これは基本そのまま残して案文にしたいという考えであります。

続きまして第7条の3についてはこれは必要なマニュアル等というのは 非常にぼかした言い方なんですけど、一つはこの別紙がこれに該当する と考えています。ただ、もちろんマニュアルは別紙だけに限るものでは ないので、今後必要になれば、他のマニュアルを作成していくことにな ると思います。

3点目は、申しわけないのですけど 28 年というのは深い意味はございません。対応要領自体は努力義務になっているものですので、いつまでに 策定しなくてはいけないというのは法令上定まっておりません。

ただ、法令が4月から施行されておりますので、なるべく早い時期にマニュアルを作成したいということで思ってはおりますが、年内中でなければいけないというのは全くございませんでして、これは当初つくった原案に年度を入れてしまったというだけのことですので、この28年には深い意味はとりあえずございません。ただ、やはり年度内には事務局としても策定できればと考えております。

教育長

はい、今の回答をふまえて、ございますか。

小峯委員

国公立は年度で完成しなさいっていうのが、ありますよね。だから、努力義務は私立だけだけれど。

学校教育課主査 行政も努力義務のはずです。

小峯委員

ではいいです。どっちにしろ年度内にということであれば異論はありません。次に意見を少しさせていただきます。

非常に難しい部分で、私も二転三転して、今もまだ結論が出てないんですが、合理的配慮の具体例のところで、文科省のほうは合理的配慮に当たる物理的環境の具体例として冒頭の総論のところというか基本的な考え方のところにある合理的配慮を提供するとするために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは不当な差別的取扱いに当たらないということ。この文言は、文科省のほうは、具体的なところに入ってるんですよね。

これは基本的な考え方に村は入れちゃってるんですけど、これは重複してもその合理的配慮の具体例にもあったほうがわかりやすいというか、これは極めて重要な考え方なので、重複してもいいじゃないかなっていうのを実は二転三転してるので、意見として考えてほしいなというところであります。

それからあと、文言整理なんですけれども、これはもう、首長部局のほ うで決まっているので深くはこだわりませんけど、例えば第4条のとこ ろ4行目ですね「注意するとともに、(点)」また「、(点)」云々 と。これ第7条の2項「理解させるため」。2項じゃないな。ごめんな さい。3項ですね「理解させるとともに、障がい者云々と」つまり、こ ういう「なになにと共に」と言ったときに「また」がついたらおかしい ですよね。これは文言上ちょっとひっかかっちゃった。つまり第7条の 3項のような表現にしたほうがすらっと読めるなと。文言整理という意 見です。それから別紙の2ページの「ロ(ろ)」の部分なんですけど。 「1行目が合理的配慮が」と「が、が」といっちゃってるので。「障害 のある子どもが」と「が」を「の」にかえた表現の方が読みやすいかな と。それは、3行目の表現と同じにしたほうが読みやすいなと、そんな ふうに思ったところです。それから4ページ目、第6の丸ポチの5つ目 「別室を確保したり、(点)」が入ると読みやすいかなと思ったり学校 等の教育機関のC、これをたりたり文にしたほうが読みやすいかなと思 ったり、文言整理としての意見です。以上です。

教育長 今の意見をふまえて事務局、ありましたらお願いします。

学校教育課主査 今のご意見中でまず文言については、もう一度確認してこれは表現の問題ですので、よりわかりやすいものに変えていきたいと思います。

あと、別紙の第1ですね。不当差別の基本的な考え方にある「プライバシーに配慮しつつ」は具体例のほうがいいのではないかということなんですけども、これは構成上、第1の部分については、確かに文章全体が具体例的なものになっておりますし、イもどちらかと言えば大きな意味での学校における具体例にも当てはまるんですけども、この第1については全体が例えば「合理的配慮」の構成とはちょっと違って、具体例を文章化しているというふうに考えております。

ただ、いきなり具体例の列挙だけでも、ちょっと不自然なのかなということで、一応文章のまま残してあります。イの部分についてもそういうような意図でここは具体例の列挙ではなくて文章化しているということになります。

これも表現の問題でしてもう一度検討しどちらの方がわかりやすいかということで、内容を変えずに検討させていただきたいと思います。

教育長

以上でよろしいですか。

小峯委員

どうしてそういう意見を二転三転しながら考えたかというと、要するに 学校だけじゃなくて、教育機関として例えば光と風の丘公園とかつまり 体育施設やら文教施設やらそういったところでの配慮をどうマニュアル 化していくかっていうのは、これ非常に難しいと思うんですね。

そうしたときにこの一文は非常に重要なことになってくるんじゃないかという部分で、基本的な考え方であったとしてもマニュアル化する上では具体例としてそれがないと各教育施設のそこの部分で、何かあったときに困りはしないかなっていう心配があったので、そういう意見二転三転してるというのはそういうことなんです。以上です。

教育長

ありがとうございました。その他にご意見ご質問などありましたらお願いします。山﨑委員お願いします。

山﨑教育長職務 代理者 別紙のイのところで、児童生徒という言葉が入ってますよね。そのあと ロ(ろ)を見ると子どもっていう表現になってるんですけれども、統一 する必要があるかどうかそれを確認してください。

幼児、児童及び生徒が、「以下児童生徒等」で、下のロ(ろ)だけが子どもっていう表現を使っているのですが、どうするかっていうのは周りを見てね、統一したほうがいいなら統一をしてもらったほうがいいかなというそういう意見です。他はもうよくできていると思います。以上です。

教育長

事務局、今の方向でよろしいですか。

その他、意見ご質問ありましたらお願いします。それでは質問ご意見ないようでしたら、以上で質疑を終了したいと思います。

続きまして、報告第2号社会教育委員会議及び公民館運営審議会並びに スポーツ推進審議会の結果報告について事務局より説明をお願いいたし ます。

生涯学習課長

それでは、報告第2号社会教育委員会議及び公民館運営審議会並びにスポーツ推進審議会の会議結果について報告させていただきます。

社会教育委員会議は12月1日、公民館運営審議会は12月2日、スポーツ推進審議会は11月30日にそれぞれで開催しており平成28年度の事業報告と平成29年度の計画で協議をいただきました。

まず、社会教育委員会議では成人式について成人式後の同窓会が成田で行われるということで、近場での開催ができなかったのかというご質問をいただきました。成人式は新成人で実行委員会が組織され運営されており、同窓会についても実行委員の方が進めております。ただ実行委員の方には学生も多く、大人数の同窓会の予約等につきましては不慣れと思われますので、今後事務局としてもアドバイスをしながら進めていきたいと考えております。

次にユースリーダーの活動につきまして本年度8名の登録ということで、人数的に少なかったものですから今後登録者の増加や事業の活性化を図るために委員のご意見を伺いました。ご意見といたしましては、従前より中高生になりますと部活動などにより参加者が少なくなる難しい事業であるという認識をいただいているところです。また他の市町村の活動内容を参考にしたり、交流などができればもっと活発な事業になるのではないかという意見もいただきました。

またユースリーダーでの活動が、学校などでボランティアと同じように 社会貢献事業として評価がされる仕組みができれば参加者がふえるので はないか。また、ジュニアアカデミー参加者の子供たちに引き続きユー スリーダーの活動にかかわってもらうよう働きかけていく。また、部活 動のキャプテンなどリーダー資質のある子供たちを積極的に勧誘してみ てはどうか、などの意見をいただきました。事務局といたしましても、 これまでもジュニアアカデミーの子どもたちには勧誘を行っておりまし たが、今後積極的に働きかけを行い、また他市町村との情報交換をしな がら事業の活性化を図っていきたいと考えております。 続きまして、公民館運営審議会では産業フェスティバルの展示について の質問をいただきました。

会場準備など一斉に展示作業始めることとなっているのですが、各団体ともそれぞれ作業を進めていたため、その辺の対応についてはどうでしょうかということでご質問をいただきました。産業フェスティバルにつきましては、各部門別の会議を開きまして、フェスティバルの進め方についてご説明を申し上げておるところです。また、展示団体につきましても、そのような説明を行っているところですが、なかなか現場に入りますと自分たちの作品の展示で手いっぱいというようなこともありますので、今後展示の際にはこのような混乱をしないような形で対応をしてまいりたいと考えております。

次に、選書会につきまして、本年度保育所で寄贈本によって選書会が行われているが、次年度以降の計画についてという形の質問がございました。事務局として次年度は保育所につきましても予算要求をしているところでありますので、次年度以降も選書会を実施していきたいと考えております。

また、ブックスタート事業につきまして、4カ月健診時に絵本のプレゼントは良い事業であるということをいただきましたが、胎教での本の読み聞かせが有効であるとの結果もあるので、今後マタニティ教室などの事業についても検討してみてはいいのではないかというお話をいただきました。事務局といたしましては、マタニティ教室でどのような事業ができるのか、事業内容など情報の収集に努めまして保健センターとも相談しながら、今後検討していきたいと思っております。

続きまして、スポーツ推進審議会では地区対抗競技につきまして、最近参加チームが減少していることから大会の運営が難しくなっておりますので、特に野球大会については地区内でのチーム編成が困難と思われることから、村長杯野球大会のように地区だけではなく事業所や任意の団体も対象としてみて考えたいということで、委員のご意見を伺いました。意見といたしましては、地区対抗という仕切りでチームが集まらず大会運営上難しいのであればやむを得ないのではないかといった意見や、いきなり変えるのではなく地区の混成チームや村外の方も数名加入を認めるなどを前段の段階で考えてみてはどうか。またバレーボールではすでに混成チームで実施していますよ。というご意見もありました。村長杯と地区対抗は別物であることから、地区の縛りを全くなくすのはどうかということで、当面、混成チームという形で進めてみてはいかがですかというご意見もいただきました。また、混成チームとした場合

に、近隣地区での編成とするのか、地区の縛りなく合同チームを認めるのかという検討も今後必要になってくるのではないかというご意見も出されました。また村民体育祭についても同じような混成チームでやってみたらどうですかというご意見もありました。体育祭につきましては、これまでも一部混成チームで実施しておるところから、さらにこれを拡大していくのも良いのではないかという意見が出されました。事務局といたしましても、今後地区対抗の球技大会等につきましては、参加者の出場要件を緩和するなど検討しまして、参加チームの増加につなげていきたいと思っております。また体育祭の地区編成等についても、今後検討していく時期に来ているのではないかと考えております。

次にフライングディスク教室については、本村が国体のデモンストレーション競技の会場となることから、昨年度より教室を開催し啓発を進めていますがなかなか参加者が少ないため、啓発活動についてのご意見を伺いました。

意見といたしましては、今回5回セットの教室の募集ということで実施したのですが、5回では回数も多くて参加者の予定が立てづらいのではないかということで、単発教室の開催も検討してみてはいかがですかというような意見をいただきました。また、団体に声かけをしてみてはどうかということで、例えばスポーツ少年団の親子レクレーション等に充ててもらったイベントなども開催していくのはどうだろうかという意見と、児童館などでフライングディスクの体験の場を設定してみてはどうかなどのご意見をいただきました。事務局として、次年度は教室の開催方法等ご意見を参考にさせていただいて、もう一度計画を練り直して進めていきたいと思います。また、教室としてだけではなく他のイベントに合わせて、競技のPRについても検討して参りたいと考えております。

次に親子スキーにつきまして、参加者が少ないことから、募集方法や実施方法について意見を伺いました。スキーだけではなくスノーボードや短いスキーなどすべてのスノースポーツにしてはどうかという意見と、教室ではなくてバスで連れて行くだけにすればもっと集まるのではないかという意見や、子どもたちは教室で親はフリーにしてはどうかという意見と、また料金が高いのではないでしょうかというようなご質問もいただきました。

今後そういった意見を参考にいたしまして、スキーは体協スキー部に講師を依頼しておりますので、そちらともよく相談しながら、より多くの

参加者が得られるような実施要綱を今後検討してまいりたいと思います。

以上、3つの審議会でのご意見についてご報告させていただきました。

教育長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございましたが、 このことにつきまして、ご意見のある方お願いしたいと思います。栗山 委員お願いいたします。

栗山委員

先月の生涯学習課の事業報告でもあったかと思うんですけども、今回特にスポーツ推進審議会でも、地区対抗やレクレーションスポーツ事業についてのお話があったかと思うんですけども、こちらの事業の次年度の予定計画について、全部が全部というと多岐にわたるので難しいかと思うのですが、ある程度事業内容を新たに検討したところの結果、次年度の計画を公表していただけるタイミングというのは、たとえば事業がスタートする前にそういったものを教えていただくのは可能なんでしょうか。

教育長 事務局お願いします。

生涯学習課長

これまでは、各競技や大会について、実施要綱作成した時点で、募集なりそういった形で公表しておるのですけれど、そういった部分の年度計画というか、そういった部分での開示ということになるわけでしょうか。

教育長 栗山委員お願いします。

栗山委員

こちらでも出ている地区対抗の競技とか、これは体育祭についてもかかわってくると思うんですが。そういったやり方について、混成チームですとか地区対抗の各自の野球やバレーボール大会でもその運営について、新たになってくるところも考えられると思うんで、そういった場合の実施要綱とか、そこまではとは思うのですが、前年度と比較して何かしらちょっとこう変更とか改善というか、違った部分が出てくる場合に、そういったものを周知というか教えていただくということで、お聞きしたんですけども。そういったところについてはいかがでしょうか。

教育長 事務局お願いします。

生涯学習課長 個々の大会につきまして、これからルールなどの変更がありましたら、

速やかに地区の体育委員を通して、地区対抗ということであれば募集が ありますので、なるべく早く実施要綱を策定して事業を進めてまいりた

いと考えております。

栗山委員 あともう1点。各委員会並びに審議会の年間の会議の回数っていうのは

何回になりますか

教育長 事務局お願いします。

生涯学習課長 各委員会審議会等とも年に2回の開催ということで例年実施しておりま

す。

教育長 栗山委員お願いします。

栗山委員
そうすると事業が始まる前、年間計画が出て始まる前と、今回みたいに

事業が行った後の審議とか、結果についてっていうところでやられると

いうことですか。

教育長 事務局、お願いします。

生涯学習課長 5月に前年度の事業報告と今年度の計画という形で、11月、12月に事業

経過の報告と次年度の計画についてご審議をいただいているところで

す。

教育長 その他。浅野委員お願いします。

浅野委員 今の栗山委員とちょっと質問がかぶってしまうかもしれないんですけれ

ども。回答のところ見ていくと、検討していきたいと、スポーツ審議に 関しても検討していくっていう回答になっていて、回答としてはこれは 正しい回答なんだと思うんですけれども。検討していく、いつ・どこ で・誰がということがちょっとよくわからないので、具体的にといいま すのは、例えば年度始めであれば、人事がね、担当者が変わられたりと かいうこともあると思いますし、検討していくということで、毎年検討

されてないこともあるのかなという感じもちょっとするので、ちょっと

そこを具体的にお願いします。

教育長 はい、事務局お願いします。

生涯学習課長

全ての回答を検討としているのですけども、委員さんのご意見を伺って 事務局でそういったご意見の中で一度計画をもんで、また新たな計画を 立てていくということで、その場でどうこうしますということまでは、 まだ結論まで言えないものですから、検討という形をとらせていただい ておるところです。

教育長

はい、浅野委員お願いします。

浅野委員

もう一つちょっとわからないところ。教えていただきたいんですけれど も。親子スキーの教室ではなく、連れていくだけに人が集まるのはない か。

子どもは教室で親はフリーとしてはどうかって、ちょっとこれどういうことなのかよくわからないんですけど教えていただけますか。

教育長

事務局お願いします。

生涯学習課長

親子スキー教室にすると、親子で現地に行って、自由に滑るのではなくて、指導員がはいってスキーの学習を受けるということになり、親御さんは滑れるんだけれども、子どもさんに教えられないから教室につれてくるのですが、一緒に親御さんも教室に入るということになっているものですから、その部分を取り払い、もっと親御さんは自由に子どもさんだけ教室にいれて教えてあげれば、もっと多くの親御さんが参加できるのではないかというようなご意見があったということです。

また、教室ではなく参加者を現地のスキー場に連れていくだけで、あとはフリーで親子でいろんなことを楽しんでもらえればいいのではないかという意見ですが、そうしますと、スキー教室ということで実施してますから本来の目的ではなくなってしまうので、その辺も今後は体協スキー部と教室の開催の方法等を検討していきたいと考えております。

教育長

浅野委員お願いします。

浅野委員

本来の公民館事業としての親子スキーの意味っていうのは、親も教えて あげるみたいな、どういった意味の。長く続いてると、滑れる親御さん も多かったりはするかもしれないんですけど。

教育長

はい、事務局お願いします。

生涯学習課長

当初の目的は、親御さんもスキーの経験等もなくてはなかなか子どもを スキーにつれていけませんので、そういった親子を教室という形で雪山 につれていってスキーの教室ということを開催している事業です。

教育長

私からいいですか。今のスキー教室の件で。親子スキー教室、村が主催と団体の主催がありましたよね。きっとその違いを説明されたほうがよりわかりやすいのではないかと思うので、それを補足して説明していただけますか。

生涯学習課長

村で実施していますのは、親子スキー教室という形で親御さんも子供さんも滑れないという親子を対象に教室を実施しております。またそれとは別に、体協スキー部で子どもたちだけを対象としまして、スキー教室を開催実施しております。

親御さんはいかないで子どもたちだけを連れていくというような事業となっております。そちらは、子どもさんの参加も多く30名募集で、30名埋まる状況になっております。

教育長

そのほか意見ご質問なり、ございますか。山﨑委員お願いします。

山﨑教育長職務 代理者 先の浅野委員と重なるんですけども、検討していくっていう言葉が非常 にひっかかっています。いつ、どこでという形で。

正直にいいますと募集をする段階では検討が終わってなければだめだよね。だから、どこで今年と来年が変わるのか。変えていくのか。

その場合に、例えば地区対抗の野球でしたらこれ野球の専門部とかそういう関係は出てくるのですか。そういうところでの検討という形はできてますか。

教育長

事務局お願いします。

生涯学習課長

体協の野球部とかがありますが、これまでは相談してなかったものですから、今後こういった形で相談もかけていければ。またスポーツ推進協議会で事務局案を報告しながら練っていった状態ですので、事務局案を練る上でも今後体協スキー部、野球部等の意見を参考にしながら進めていきたいと思います。

教育長

山﨑委員お願いします。

山﨑教育長職務 代理者 主催がどこかですよね。主催は村で、そこのところで実際に動く人が誰か。そういうようなところでの検討をしていかないと、はっきりとこれ決まってないですよね。スポーツ審議会で。スポーツ審議会からからおろしてどこで検討して、そして形をどういうふうにしていくかという、その段階をふまえるようにして、次年度はより多くの参加を望むためにどうしたらいいかっていう、そこのところをスポーツ審議会から降りたところの専門部的なものところで話し合いをして、次年度の計画をつくるっていう。そういう段階が必要だと思うんですね。

それバレーでもそうだし、そういうのは全部あてはまっていくと思うんです。ですから、検討していくとか検討するというのはいい言葉かもしれませんけども、去年と変わんないよ。というような雰囲気でとられてもしょうがないということだと思います。あと、フライングディスクについては、これは子どもたちを巻き込んで児童館とかありますけども、子どもの遊び場なんかでやってますよね。実際。

教育長 事務局お願いします。

生涯学習課長

これまで子どもの遊び場でとり入れてなかったと思いますので、今後フラフープに通すような遊び的なものもありますので、持ち込んで事業として取り入れていきたいと思います。

山﨑教育長職務 代理者 誰に頼むかっていうところまで踏み込んでくれると。来年が変わるとい う形になると思います。

親子スキーに関しては、多分これね。1泊2食でリフト代付きで1万3,000円。魅力ですね。それでも集まらないということは自分たちで行っているのかなっていう形になりますけども、やっぱりもうちょっとね。コマーシャル的なものを多くすれば結構集まるかもしれません。そういう点でやはり各学校とあとはどこらまで広げるかなんですけども、これ、小学生からか。

その場合の中身的なことは、小学生と親と子どもではスキー始めると伸び具合が全然違いますから、子どもができるようになっても、親がまだ滑れないという段階もありますので、そういうところは体協のスキー部の指導者とよく相談をして、そして中身をどうするかっていうことで盛り込んで募集をかけるというような形でいかないと。

そこからスキーの内容にあった子どもたちの募集みたいな形、親の募集 での形でつくっていかないと集まらないと思いますただの募集では。子 どもに関してはこういう指導しますとか、親御さんに関してはこういう 指導をしますとかそういうような中身を加えて、募集する人が中身はわかってて、申し込むというような形をつくっていくような、そういうようなものを出していったほうがいいんじゃないかなっていうような気がします。

あと、ユースリーダーに関しては、これジュニアアカデミーからの子ど もたちですけども、中学校に入ってのユースリーダーを募集するという のは非常に難しいですね。どこに行ってもそうだと思います。

でも、これは続ける必要がありますから、いろんなところで子どもたちの意識改革みたいな形をして、小学生の段階あたりで意識づけを図っていくようにしていってもらえればいいと思うんですが。そういうようなことを実際のジュニアアカデミーの中で、ユースリーダーのことも話したりそこで仲よくなったり、上と下の関係ができたりというような形はつくっているとは思うんですけども。より深くできるような形にしていってもらえればなというふうに感じます。

最後に一言ですけども、やはり一歩突っ込んで次年度にどういうふうな 形に変わって次の年はこういうにしてやってみようというような形をど こでつくれるか。それを考えて、スポーツ審議会とか公民館運営審議会 ではそういうものを出していって、次の段階はどこにおろせばいいかっ ていうのことまで考えでやってもらえれば、次々とまた違う考えが出て くるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

教育長 はい、今のお話踏まえて事務局ございませんでしょうか。

生涯学習課長 はい、参考になる意見を頂戴いたしましたので、協議会や各スポーツ団 体に諮る形で話し合いを持ちながら、進めていきたいと思います。

また先ほどお話しした料金が高いのではないかというご意見ですけども、スキーをやっている方については、決して高くない料金であるというんですけども、スキーをやらない親御さんについては、この値段が適正かどうかも判断つかないから高いという意見も出たのではと思います。

教育長 小峯委員お願いします。

小峯委員 やはりこれ事務局で案を立てて、審議会等に諮らざるを得ないと思うんですね。それで、もうスリム化すべきじゃないかと思います。同じ事業を村主催やら体協主催でやるのではなくて、体協なら体協に一本化する

中で、村の財政支援がある程度できれば、もっと内容も参加者もふえる のではないか。

特にスキーについては、時期による、なんていうんですか、参加者が多い少ないっていうのが、どうもあるようで、今、スキー場が、閑古鳥が鳴いているというようなところが増えているっていうのは、やっぱり趣味趣向が変わってきているんだと思うんですね、それを従前通りの事業で、両輪でやっていこうとするのがやはり無理があるのではないかと思うので、やはり予算の重点化というか有効活用ということを考えて、ぜひそういった観点でも、事業の取捨選択をしていく時期にもうなったのかなと。

野球がもう最たるものですよね。ですから、村長杯に一本化してしまえば、そこで何チームもそこで競合できるから2チームだけが出るような地区対抗っていうのはなくなると思うので、そういったことを、事務局で案をつくる中で審議会等に諮って、早急に改善が図れるようにしていく方が大事なのかなというふうに思います。

特に、先ほどから意見の出ているフライングディスク教室については、 これ、もう間もなくですよね。国体までの時間的なものを考えると。い ろんな機会を捉えて、村民にフライングディスクの楽しさとか何かを啓 発していかないと。

せっかくこちらへ来たのに、観客が少ないというような状況になってしまうと思うので、これやってみると本当におもしろいなっていうのは、1回やっていくとわかると思うので、いろんな機会でやれるように、これもまた事務局で設定せざるを得ないと思うので、予算等も来年度の予算は今早急にやらないと間に合わなくなると思うのでぜひそういったことで進めていただければありがたいなと思います。

教育長 今の話踏まえて事務局ありますでしょうか。

生涯学習課長 貴重なご意見ありがとうございました。またフライングディスクにつきましても、国体を控えているので、村としてももう少し力を入れて大会が盛り上がるような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

山﨑教育長職務 移動式なんていうのは出来ないのかな。移動式フライングディスク。 代理者

教育長 事務局お願いします。

生涯学習課長

移動式もあります。少し重いですけども、そういったものも持ち込んで、各イベントに参加するような形や、また簡易的もの、村民体育祭で行う予定だったフラフープの中へ輪を通すといった部分のイベントとか、そういったものも取り入れながら啓発活動を進めていきたいと思っております。

教育長

浅野委員お願いします。

浅野委員

すいません。しつこいようですけど。親子スキーについてですけれど も、今、小学生の親御さんて、栗山さんとかの年代でも中学校でスキー 教室の恩恵を受けてますよね。だから皆さん、美浦中学校にいた親御さ んだけではないと思いますけれども、村としてはもうその役割は果たし 終えたのではないのかなっていう気がするんですね。もう一巡してい る。

その年代の人たちに中学生の時にスキーを提供したって、すごく、すごく新しくて、すごく素晴らしいことだったと思うんですよ。今その親御さんたちが小学生の親御さんになって、親子スキーでなくてもよくなったというふうに解釈して、やっぱりその意味をね。 違いますか?。

山﨑教育長職務 代理者

山﨑教育長職務 今年29年目です。学校スキーは。

浅野委員

ですから、親子にスキーを楽しんでいただくっていうのも、とっても意義はあることなんですけれども、その辺をちょっと検討するべき時期なのではないかなっていう気がするんですよ。それで先ほどの検討するについても、年に2回の会議で、11月に今年度の反省をしたのでは遅いと思うんですよ。

それは必要なことなんですけれども。そのときにある程度事務局側もこういう件、こういう問題がわかっているわけですから、提案を反省しつつこういうふうに改善したいと思うんですけど、どうですか?みたいな提案をしないと。

年に2回の会議では「検討していく」「はいじゃあ検討してください」 というのでは何も変わっていかないんじゃないかなっていうのがちょっ と課題として、すごい感じるんですけれども、そういった取り組みは難 しいでしょうか。

教育長

はい、事務局お願いします。

生涯学習課長

事業も進捗して終わってる事業がありますので、今後はその辺の反省点を踏まえながら、改善点を各委員さんにお示しするような形で会議を進めていきたいと思います。

教育長

はい。浅野委員お願いします。

浅野委員

それとユースリーダーのことなんですけれども、これも美浦中学校でボランティア活動としてとか職場体験ですか、保育所、幼稚園に行って手伝うというのもとても人気があるようですし、ボランティア活動をするというその下地はとてもあると思うんですよね。みんながこう喜んでボランティアをするようなそういったあの気風が、子どもさん、中学生の中にできていると思うんですね。

ですから、そういったのをぜひユースリーダーというものに。多分、頭の中で結びついていなくて、そんなこと面倒くさくてできない。と思っているかもしれないけど、こういうことができるんだよっていうことを、提示の仕方で、ただ言葉で募集するだけではなく、こういったことができるんだっていうことを提示していくと、きっとそれを受け入れる中学生とかの下地は、美浦の場合に随分つくられているんじゃないかなっていうちょっと気がするので、その辺の検討もお願いしたいと思います。以上です。

教育長

はい、今のご意見を踏まえて事務局ございます。

生涯学習課長

ボランティア活動については、お祭りのゴミ拾いとか、中学生のボランティアも活動されて活発になっているんですけれども、今言ったようなユースの活動自体も、学校で社会貢献事業として評価していただけるようなもの、学校で評価していただくような制度ができないかというようなご意見でした。

教育長

その他意見ございますでしょうか。栗山委員お願いします。

栗山委員

フライングディスクなんですけども、国体を踏まえて、普及をこれから 活動していくと思うんですけども、フライングディスクだとなかなか普 及が難しいのかなと思って、ドッチビーという種目がありまして。ドッ チボールをフライングディスクでやるっていうのもあるんですね。 だから、フライングディスクに触れ合う機会をふやすという意味では、派生したフライングディスクを使った競技を何かしらやるっていうのも手段の一つかなって思いますので、余り膠着した考え方でなくていろんな派生したものも含めて、せっかくのこういった競技ができる機会があるということなので、柔軟な考えでやっていただきたいというのと。もう1点、予算の面でどうしても取捨選択する部分が今後出てくると思うんですけども、その中で、例えば子どもたちのユースリーダーとか親子スキーなど体験する場というのは非常に重要だと思うので、これから予算組みをする中で、そういった子どもたちの体験の場を広く持っていただいて、そういった中で考えていただければとも思いますので、その辺も考慮していただければと思います。

教育長

今の話踏まえて事務局お願いします。

生涯学習課長

ドッチビーという競技等詳しく調べ、今後そういった楽しい競技があれば見つけながら、フライングディスクに結びつけていくような形で事業も考えていきたいと思っております。

また、予算ということですが、体育関係につきましても、各大会やいろんな教室等を開いておりまして、予算も厳しいんですけども、先ほどの小峯委員さんからありましたように、そろそろ取捨選択というか、事業についても再検討が必要なんではないかというご意見もありましたので、この辺も十分考えながら事業を進めてまいりたいと思っております。

教育長

その他質問ご意見ございますでしょうか。

最後に今までのやりとりと言いますか意見踏まえまして、私のから一言 お話しさせていただければと思うんですが。

資料の中で検討しますと書いてあることについて、基本的に私のスタンスとしては、課題が出てきて、うまくいっていないのであれば変えていくということでいきたいと思います。

検討していくという表現というのは、積極的にはあまりしないというふうに捉えられることもありますが、基本的にはこれまでやってきた中で、何かしら課題が出てきているというのであれば変えていくべきものであると思いますので、それを前提で事業の組み立てを来年度していきたいと思います。当然ながら、先ほどのお話でもありましたように人事異動というのはありますが、引き継ぎは適切に間違いなく行うのが当然ですので、そういったタイムラグがないようにですね。間違いなくこち

らが改革していくとこというか、うまく変えていくところは、変えてい きたいと思いますので、そちらについては留意してやっていきたいと思 いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは質疑を終了いたしまして、報告事項を終了したいと思います。 それでは以上をもちまして、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時17分